

#### 資料④

#### A社（ジャスダック上場会社）有価証券届出書より（下線は報告者による）

##### 3【発行条件に関する事項】

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件第三者割当における発行価格につきましては、本件第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日（平成22年5月18日）から遡る直近6ヶ月間の株式会社大阪証券取引所（但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所）における当社普通株式の終値の平均の額（313円）に10%のディスカウント率を乗じた金額である282円といたしました。なお、当該発行価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の株価（273円）に対して3.3%のプレミアム率、直近1ヶ月の終値の平均株価（355円）に対して20.6%のディスカウント率、直近3ヶ月の終値の平均株価（346円）に対して18.5%のディスカウント率となっております。

当初は本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値に10%のディスカウントした額を発行価格とする案もございましたが、取締役会決議日から遡る直近6ヶ月間の平均株価に10%のディスカウントした額を採用した根拠は、当社株価が直近6ヶ月にわたり上昇基調にあるため平成22年5月12日の第2四半期決算発表後の株価の大幅な下落は一時的なものと考えられるとともに、取締役会決議日の直前営業日の終値を採用すると、直近1ヶ月平均株価、直近3ヶ月平均株価、直近6ヶ月平均株価と比較すると、大幅なディスカウントになり、有利発行となるおそれがあるため、直近6ヶ月平均株価を採用いたしました。

なお、当社は平成22年5月22日の決算短信の発表において平成22年9月期の業績予想下方修正を開示いたしました。その内容は、当期純利益は484百万円の赤字であります、経常利益は83百万円の黒字となっております。当期純利益が赤字となった要因と致しましては、繰延税金資産を526百万円取り崩したことによるものであります。

また、平成22年9月期第2四半期の売上高は2,427百万円となっており、平成21年9月期第2四半期の売上高1,424百万円を大幅に上回っております。平成22年9月期第2四半期の営業利益、経常利益もそれぞれ71百万円、87百万円の赤字ですが、平成21年9月期第2四半期に比較して改善しております。平成22年9月期第2四半期純利益は繰延税金資産の取り崩しの影響により、615百万円の赤字となり、平成21年9月期第2四半期より悪化しております。

取締役会決議日の直前営業日からの直近1ヶ月平均株価又は取締役会決議日の直前営業日からの直近3ヶ月平均株価を使用せず、取締役会決議日の直前営業日からの直近6ヶ月平均株価を採用した理由は、当社の過去6ヶ月間の株価の推移を検証すると、上述に記載のとおり、第2四半期決算発表以前は上昇基調にありますが、過去にさかのぼるほど株価は低い水準で推移しており、最高値が414円、最安値が213円と株価の変動が大きい状況

となっております。

3ヶ月平均株価と1ヶ月平均株価を採用すると6ヶ月平均株価に含まれる最安値が含まれず、直近1ヶ月平均株価、直近3ヶ月平均株価を採用するよりも、直近6ヶ月平均株価を採用する方が、第2四半期決算発表後の株価と乖離しないと考え、割当先と協議のうえ、より長い期間の平均株価に基づき算出した方が、より会社の価値を反映した価額であると判断した為です。

取締役会決議日の直前営業日からの直近6ヶ月平均株価に対し、10%のディスカウント率を採用したのは、本第三者割当増資の目的が、両社の業務提携による相互のシナジー効果の増大にあり、割当先が中長期保有方針であることを考慮し、両社間の協議の結果、10%のディスカウント率を採用することに致しました。

以上の取締役会が下した判断根拠については、監査役会より異論がない旨の報告を受けております。

かかる発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、有利発行には該当せず、合理的な発行条件であるものと判断しております。

なお、本第三者割当増資の発行価格は、昨今の株価動向、ウシオ電機との業務資本提携によるメリット並びに本第三者割当増資による自己資本増強効果を勘案し、リーマン・ショック以降日本の株価の変動も激しく、更に最近ではギリシャの信用低下に伴う世界の有価証券市場の混乱に関連し株価の乱高下が激しい状況下で、恣意性を排除した6ヶ月平均値から10%ディスカウントした価格を採用しており、特に有利な金額に該当しない旨の意見書を、社外監査役2名を含む監査役全員（常勤監査役田島恒宗、監査役椿勲、監査役森啓）の一致した意見として監査役会よりいただいております。

## (2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資において発行する株式の発行数は1,580,000株（議決権数15,800個）であり、本第三者割当増資前の当社普通株式の発行済株式総数6,450,000株（議決権数63,363個）に対して24.50%の割合（総議決権数に対する割合24.94%）で希釈化が生じますが、本第三者割当増資によって、当社の信用力の向上及び自動露光装置事業の更なる拡大が期待される等、当社の企業価値の更なる向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希釈化の規模は合理的であると判断しております。